



いたびつ 板櫃 <校訓> 真理の探究 自主躍進

令和6年7月11日(木)発行
校長 栗原博巳
北九州市小倉北区白萩町8番1号
HP: www.kita9.ed.jp/itabitsu-j/

<学校教育目標>
自立・共生～自立心にあふれ、他を思いやる心をもった生徒の育成～
<目指す生徒像>
①「時を守り、場を清め、礼を正す」生徒(凡事徹底)
② 自ら考え、正しく判断し、進んで学習や諸活動に取り組む生徒(自立)
③ 思いやりの心を持ち、協力し合って集団生活の向上に努める生徒(共生)
④ 与えられた仕事に対し、役割を果たすことのできる生徒(責任)

夏休みの過ごし方②【保護者の皆様へ】

本資料は北九州市教育委員会・福岡県教育委員会からの通知文を参考にしています。

6 非行等の防止に関する指導

福岡県における少年の非行者率や再犯者率などは、減少傾向にあるものの全国的に見ると高い水準で推移していて、依然として憂慮される状況です。

このため、青少年非行を防止するため、学校においては、PTAや学校警察連絡協議会等、各関係諸機関との連携を密にして校外補導(パトロール)の取組を実施するなど、休業中の指導体制の強化を図っています。特に、県学校警察連絡協議会では、取組の重点の一つとして「深夜徘徊の防止」を挙げていて、警察との連絡・調整を密にし、その取組の充実を図ります。

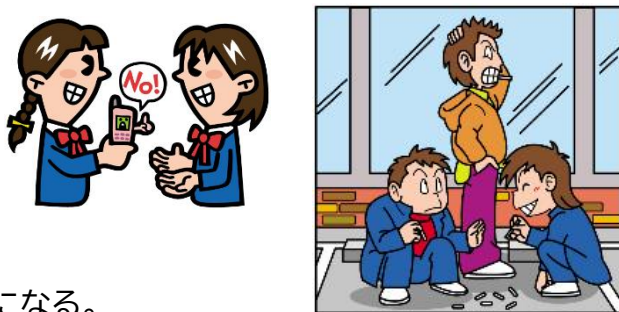
なお、お子様に対しては「夏休みの生活心得」等において趣旨徹底を図っていますので、ご家庭でもご協力をお願いします。また、次の事項について留意してください。

(1) 不良交友の防止について

小学校高学年の児童から中学生においては、夏季休業期間に交友関係が拡大し、不良交友の機会も多くなることが考えられます。このような不良交友は、万引き、喫煙、大麻、覚醒剤等の薬物乱用、集団での暴力行為、恐喝などの犯罪に発展する可能性もあるので、次の「問題行動の兆し」に留意してください。また、不良交友をきっかけとして、暴力行為等の加害者となる可能性だけでなく、被害者となる可能性もあります。心配なことが生じましたら、学校まで連絡してください。

【問題行動の兆し】

- 持ち物や服装が派手になる。
- 帰宅時刻が遅くなる。
- 夕食の量が減少する。
- 乱暴な言動が多くなる。
- 約束を守れず、言い訳や嘘が多くなる。
- 目的や帰宅時間を告げずに外出するようになる。
- 金遣いが荒くなったり、高価な品物や多額の金銭を所持したりしている。
- 聞き慣れない友人や異性から電話がかかる等、交友関係に変化が見られる。



なお、刃物等の携帯は法律により制限されており、護身用の理由による携帯についても認めら

れないことを併せてお知らせします。

(2) 飲酒・喫煙、大麻、覚醒剤等薬物乱用の防止について

20歳未満の者の飲酒・喫煙については、低年齢化・常習化の傾向にあります。20歳未満の者の飲酒・喫煙は法律で禁止された行為であるとともに、身体に悪影響を与えることを理解させ、家庭・地域及び関係機関と協力して、飲酒・喫煙の防止に努めていきたいと考えます。

大麻、覚醒剤等の薬物乱用については憂慮すべき状況が例年継続しています。その防止については、薬物の有害性や危険性についての正しい認識と、誘惑をきっぱりと断る姿勢を身に付けさせることが大切です(本校では薬物乱用防止教室を実施)。また、スクールサポーター、警察等の関係機関と連携しながら早期発見に努めていきます。

なお、次のような行動がみられるときには、十分注意してください。

- 家出や無断外泊
- 自宅からの金品持ち出し
- 虚言・威嚇・暴力による金銭の要求
- 喫煙、飲酒などの不良行為



(3) 遊興施設に関わる非行の防止について

ゲームセンター・カラオケボックス・インターネットカフェをはじめとする遊興施設での交友等が、暴力行為や金銭強要等の問題行動を誘発する原因の一つとなっています。これらの施設への立ち入りについては、学校でも注意喚起していますが、家庭においてもその危険性(子どもだけで行くことのないように)を話してください。

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、午後6時以降、16歳未満の少年は保護者同伴でなければ、ゲームセンターに入場できないこと、午後10時以降は保護者同伴でも入場できないことを確認してください。

(4) 窃盗、万引きの防止について

窃盗、万引きは、校外における問題行動の中で依然として高い割合を占めています。遊び感覚や集団心理などから窃盗・万引きに及ぶ例が見られるようです。

また、近年、新古書店での換金を目的として、青少年によるコミック誌やゲームソフト等の万引きが多発しています。罪の意識が薄く、自分の欲求を満たすために万引きを行い、それを個人の物品購入や集団の交遊費に充てているような側面が見られます。そこで、次の事項を徹底し、学校や家庭において窃盗、万引き防止の指導に努めていくことが大切です。



- 万引きは犯罪であることを徹底して指導する。
- 規範意識や社会モラルの育成に努める。
- 意識調査等を実施し実態の把握に努める。
- 学校通信等で万引き防止についての理解や協力を家庭に啓発する。特に、金銭の遣い方や所持品への注意喚起を啓発する。
- 警察や商店から情報を収集し、万引き防止の指導に役立つ。



(5) 警察との連携による非行防止対策について

夏休み、学校では警察との連携強化による非行防止対策を講じています。教育委員会と各警察署とで締結されたふくおか児童生徒健全育成サポート制度を活用し、児童生徒の非行防止・犯罪被害防止や善行事案の連絡等に努めるとともに、スクールサポーター等との連携を図っています。

(6) 犯罪被害等の未然防止について

誘拐、殺傷事件、性犯罪等の被害や事故等に遭わないよう、危険回避能力の育成に視点を当て、学校と家庭で、次にあげる指導の徹底が必要です。

- 戸外の人目につかない場所では、単独で遊ばない。
- 知らない人の誘いには絶対にのらない。また、友人等が知らない人に連れて行かれているのを発見した場合は、すぐに保護者や近くの人に連絡する。
- 知らない人から車に乗るように誘われても、絶対に乗らない。また、危険を感じたときは、大きな声を発して、助けを求める。
- 部活動・生徒会活動等で登校する場合は、事件等に巻き込まれないよう注意するとともに、同一地域ではなるべく複数で登下校をする。
- 夜間に歩くときは、防犯ブザーを手にし、後ろからつけられていないか警戒していることをアピールする。
- 携帯電話等を操作しながら歩いたりしない(周囲が見えなくなる)。
- エレベーター等に乗る前には周囲を確認し、知らない人と二人きりにならないよう注意したり、知らない人と二人きりになったら、背中を見せずすぐに非常ベルが押せる位置に立ったりする。

7 インターネットへの過度な依存や犯罪、性的被害の防止

SNSに画像や動画を流出させたり、インターネット上の有害な情報に接続して事件に巻き込まれたり、ブログ等に誹謗中傷を書き込んだりするなど、児童生徒が被害者にも加害者にもなるケースが発生しています。また、携帯電話等の使用に多くの時間や費用を浪費したり、携帯電話等への依存の状況が顕著になったりする状況があります。

学校でも、関係機関等との連携を図るとともに、お子様の心身の健全育成に対し悪影響を及ぼしている有害サイトや、SNS等の実態把握や危機対応について対策を講じる必要があります。また、携帯電話等への過度の依存防止のために、家庭でのルールづくり等をお願いします。

福岡県では、県青少年健全育成条例において、ツーショットダイヤル等営業に使用する広告物等の頒布禁止、青少年への利用カードの頒布禁止及び携帯電話等による有害情報の閲覧防止措置をはじめ、青少年の健全育成を妨げる行為を禁止しています。

以下のような行動が見られるときには十分な注意を払ってください。また、フィルタリングサービ



スを利用したり、フィルタリングソフトを活用したりして、インターネット上の有害サイトへのアクセスをシャットアウトすること等、家庭におけるサイバー犯罪への対策は保護者の責任であることも付け加えておきます。

- 出会い系サイト等を含む有害サイトへアクセスしていることが確認されたり、携帯電話等のパケット通信料が急に増えたりしている。
- SNS等を利用して、様々な人とメッセージのやり取りをしている。
- 携帯電話等によるヒソヒソ話や長電話が多く、保護者が近付くと電話を切る。
- いろいろな理由をつけ、深夜の外出や外泊等をするようになる。
- 高額な現金や小遣いで買える限度を超えた物品を所持している。
- 携帯電話等の着信を常に気にしたり、インターネットの使用時間が日常生活に影響するようになったりしている。

※ 特に、お子様自身にパソコンや携帯電話等を所持させたり、パソコンや携帯電話等を自由に操作・活用させたりしている場合には、保護者の監督が行き届かないことが多いので、十分な配慮と注意が必要です。

※ 「出会い系サイト規制法」では、大人だけでなく、18歳未満の青少年が性行為等の相手や援助交際の相手を探す書き込みをすることも禁止されており、犯罪となることを状況・実態に応じて指導してください。

(1) 児童生徒に対する指導について

出会い系サイトやSNS等及びオンラインゲームの通信機能等を通して、加害者と知り合い誘拐されるなど、犯罪被害の危険性やインターネットサイトへの画像・動画等の投稿によるトラブル、いじめやプライバシー上の問題等につながるケースがあります携帯電話やインターネットの使用方法に関する情報モラルやマナーに関する指導を学校と家庭で徹底していきたいと思います。

■参考:福岡県警察作成「生徒のネット非行及び犯罪被害防止啓発DVD」

■参考:福岡県青少年育成課作成「マンガで学ぶ『自画撮り被害』」

■参考:「福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口」

(2) 保護者への協力依頼について

- 不必要な携帯電話等を持たせないことが大切です。また、パソコンや携帯電話等の使用状況を把握し、適切な使い方がなされるよう留意するとともに家庭でのルールづくりをお願いします。
- 出会い系サイト及び援助交際、インターネットサイトへの画像・動画の投稿等に関する被害や危険性等について、家庭においても十分留意してください。
- 家庭におけるインターネット環境の整備を図るために、各家庭において、インターネットや携帯電話等を使用する際、フィルタリングサービスをご活用ください。

(3) 学校と警察との連絡・協力について

学校と警察との連絡体制の強化に努め、性の逸脱行為の現状や、いわゆる風俗産業の現状、犯罪の手口、事案等の情報交換を行ったり、事件・事故防止の留意事項について助言を受けたりして、防犯指導を充実・強化していきます。